

入札公告

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。)第166条の規定により公告する。

令和6年3月7日

香川県立ミュージアム館長 古沢 保典

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和6年度香川県立ミュージアム受付・案内及び収納委託業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による

(3) 委託業務の実施場所

仕様書による

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 入札方法

①かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)(以下「電子入札運用基準」という。)に従うこと。

②入札書に記載する金額は、仕様書に記載した業務を別紙「受付・案内業務の勤務時間」のとおりを実施した場合に必要となる期間の費用総額(消費税及び地方消費税を除く)を記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和6年3月26日午前11時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書(令和6年度香川県立ミュージアム受付・案内及び収納委託業務)」とすること。

提出先: kmuseum@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和6年3月7日から令和6年3月12日まで(香川県の休日を定める条例(平成元年香川県

条例第 1 号) 第 1 条第 1 項各号に掲げる日 (以下「休日」という。) を除く午前 9 時～午後 5 時
〒760-0030 香川県高松市玉藻町 5 番 5 号
香川県立ミュージアム M2 階 総務課
電話番号 087-822-0246
FAX 番号 087-822-0043
メール kmuseum@pref.kagawa.lg.jp

入札説明書等はメールでの交付も可とする。(ただし、かがわ電子入札システムに係る電子証明書を取得している者に限る。) なお、郵送による交付はできない。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 6 年 3 月 12 日午後 3 時までに 4 に示した場所等に対し文書で行うこと。(文書は FAX による送付も可とする。ただし、FAX を送る際には、先に連絡を入れること。)

回答は、令和 6 年 3 月 14 日に、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に対して FAX 又はメールで行う。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和 6 年 3 月 26 日 午前 11 時

(2) 開札の日時

令和 6 年 3 月 26 日 午後 2 時

(3) 開札の場所

香川県立ミュージアム M2 階 総務課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否 否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 6 年 3 月 15 日午後 3 時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を 4 に示した場所に提出すること。

審査の結果は、令和 6 年 3 月 21 日午前 3 時までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A 級に格付けされている者であること。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法という。) 第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。
- (6) 香川県内に本社、支社又は営業所を有するものであること。
- (7) 令和3年4月1日以降に、国の行政機関等又は地方公共団体の施設で、博物館・美術館における受付・案内業務受託実績があり、受託期間中、誠実に業務を遂行していること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(1)、(4)～(7)の要件を満たすことを証明する下記①～⑦の書類を令和6年3月15日午後3時までに、4に示した場所に提出(郵送の場合は、令和6年3月14日までに必着)すること。メールでの提出も可とする。ただし、送信後、電話での連絡を必ず行うこと。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和6年3月21日午後3時までに通知する。

【入札参加資格確認資料】(様式は入札説明書に添付)

- ①入札参加資格確認申請書
- ②会社情報 会社所在地・商号又は名称・代表者名・電話番号・担当者名・担当者連絡先、令和3年4月1日以降における行政指導等処分の有無
- ③組織体制 本業務に対応する県内事務所(本支店、営業所等)の体制(常駐従業員の人数)
- ④誓約書 暴対法第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと等を申し立て、誓約する書面
- ⑤役員一覧
- ⑥受付・案内業務受託実績 対象施設名・観覧料等使用料収納事務など
- ⑦観覧料等使用料収納事務の審査に必要な書類
直近の決算報告書、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、直近の県税納税証明書、会社概要や体制が分かる資料、定款

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

(1)規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

(2)契約は受付案内員1人1時間当たりの単価による単価契約(消費税及び地方消費税を除く)とする。また、「1人1時間当たりの業務単価」を下記のとおり算出して「契約単価(消費税抜き)」とし、毎月の業務実績に基づき委託料を支払うこととする。

※契約単価（円未満の端数切捨）＝入札金額÷勤務時間合計（別紙「受付・案内業務の勤務時間」のとおり）

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。

(3) 本件入札は、その契約に係る予算が議会で可決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じるものとする。